

# 協働環境委員会会議録

令和6年7月30日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:10

## 【 案 件 】

1. 自然環境保全対策について

## 【 報告事項 】

1. 財政見直しについて

---

### ○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「自然環境保全対策について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○環境整備課長

本委員会特別付託事件である自然環境保全対策につきまして、前回4月23日開催の本委員会において資料要求がございましたので、今回、資料①から⑥として提出しております。当該資料につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず初めに、資料①と資料②が関連いたしますので、一括して説明させていただきます。

それでは、資料①をお願いいたします。この資料は、前回の委員会に提出いたしました「(仮称)飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例骨子(案)」を条文形式にしたものです。条文形式にする中で、修正・変更しました主な部分について、説明いたします。

2ページをお願いいたします。第6条の禁止区域、第7条の抑制区域を変更しております。

骨子(案)では禁止区域としておりました文化財保護法関連の区域を抑制区域として、第7条第2項第2号から第4号に規定し直しております。

抑制区域に変更した理由といたしましては、禁止区域は人命に影響を及ぼすものを、抑制区域はその他財産等に影響を及ぼすものを規定するように整理し直したものでございます。

次に、禁止区域の第6条第3項第6号を御覧ください。ここでは、新たに令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域を追加しております。この区域につきましては、資料②をお願いいたします。左側の図につきましては、赤色で着色された部分ですが、改正前の宅地造成等規制法において、宅地造成に伴い災害が生じるおそれが高い市街地または市街地となろうとする土地の区域として、宅地造成工事規制区域として規制されていた区域です。その後、右側の図になりますが、法律が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されております。

この盛土規制法が施行された理由といたしましては、危険な盛土等による被害が各地で発生したことに伴い、国が国民の生命を守るため、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するために法律を改正したものです。右側の図で示されていますように、盛土規制法では、黄色の線で囲まれた市街地または市街地となろうとする土地や市街地から離れた集落の区域のみならず、赤色の線で囲まれたピンク色の範囲になりますが、市街地や集落等に隣接・近接する土地の区域までを含めて宅地造成等工事規制区域として規制することが可能となっております。

この隣接・近接する土地の範囲につきましては、2ページをお願いいたします。宅地造成等工事規制区域として、市街地や集落等に隣接・近接する土地で、盛土等が規制される場所としましては、平地では市街地や集落等から「少なくとも50メートル程度」、傾斜地では「数百メートル以上でも可」となっています。

なお、この区域の指定につきましては、都道府県知事が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されることとなっており、福岡県におきましては、令和7年度までに決定される予定となっております。

次に、資料①の4ページをお願いいたします。第15条の協定の締結につきましては、第1項で、「太陽光発電事業を実施する前に」締結するよう規定しております。また、第3項で、事業を譲り受ける者または借り受ける者が協定の効力を継承するもの、と変更しております。

5ページをお願いいたします。第22条で審議会への意見聴取を追加しております。ここでは、専門的な見識を有する本市の自然環境保全条例に基づく飯塚市自然環境保全対策審議会に、必要に応じて意見を聴くことができることを規定しております。

以上で、資料①、資料②の説明を終わります。

次に、資料③をお願いいたします。この資料は、本市の自然環境保全条例に基づき届出があった1kw以上のいわゆるメガソーラーの事業の一覧です。一覧表の構成としましては、左側の欄から、事業者名、事業地、事業面積、発電出力を記載しております。これまで、本市には13事業の届出がございました。なお、過去5年間の届出件数としましては、一覧表の一番下の1事業のみとなっております。

次に、資料④をお願いいたします。この資料は、条例（案）と関係法令の相関を示したものです。左側の欄に条例（案）、右側の欄に関係法令等を記載しています。関係法令等の欄には、法令が関連しない部分については、これまで本委員会で説明してきました、飯塚市自然環境保全条例や岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例などの関連部分を参考として記載しております。今回は、特に法令が関係する部分について、説明させていただきます。

3ページの第12条、説明会の開催をお願いいたします。説明会の開催につきましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（略称で「再エネ特措法」と申しますが）及び再エネ特措法施行規則で規定されており、4ページにも続いておりますが、説明会の対象となる住民の範囲や開催時期、説明項目及び説明事項、周知方法、説明会を開催した内容の国への報告など詳細に規定されています。

同じく4ページの第14条、維持管理をお願いいたします。維持管理につきましては、資源エネルギー庁が太陽光発電の事業計画策定ガイドラインや再エネ特措法施行規則で維持管理の計画策定や体制構築、通常時及び非常時に求められる対処などが規定されており、また、電気事業法でも維持管理について規定されております。

6ページの第17条、廃止の届出をお願いいたします。ここでは、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則で廃棄費用の積立てについて詳細に規定されております。先ほどの続きとなりますが、併せて、資源エネルギー庁が廃棄等費用積立ガイドラインを策定しており、そのほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でも適正な廃棄に関して規定されております。

7ページをお願いいたします。第21条、国または県への報告の部分でございます。ここでは、再エネ特措法で、国が事業者に対して指導、改善命令を行い、従わない場合は認定の取消しができることとなっております。そのほか、電気事業法でも使用の制限等の規定がございます。

以上で、資料④の説明を終わります。

次に、資料⑤をお願いいたします。この資料は、協定締結を義務にしている自治体を一覧にしたものです。調べる限りでは、25自治体が該当しております。一覧表の構成としましては、左から都道府県名、市町村名、条例名、締結する相手方を記載しています。相手方としましては、本市の条例（案）と同様に自治会等が、大部分の他自治体においても協定の締結相手先として規定されております。

資料⑥をお願いいたします。この資料は、協定書のひな形の案でございます。これは、市民の皆さんが事業者と協定を結ぶ際に参考にしていただくために、維持管理や補償、撤去・処分、権利譲渡など基本的な事項を記載したものです。このひな形はあくまでも参考にしていただく

もので、実際に協定を結ぶ際はそれぞれのケースに応じて、市民と事業者の双方でご協議いただき、必要な事項の追加等が行われるものと考えています。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

条例（案）に対して、これからのスケジュールを教えてください。

○環境整備課長

ただいまの本委員会の特別付託事件として、自然環境保全対策ということで審議をさせていただいておりますが、一定の審議が終わりましたら、その内容を含めて、条例を議会のほうに提案いたしまして――。細かくこの審議が続いておりますので、何月議会というのはまだ申し上げられませんが、できれば12月とか、少なくとも今年度内に上程したいというふうに思っております。

○石川委員

パブリックコメントや市民の意見を聴く場というのは持たれるような計画はあるのでしょうか。

○環境整備課長

現在、市民の代表であります議員の皆様からご意見を頂き、条例制定に向けて協議を進めておりますので、現在は市民からの意見の募集等については、実施する予定はございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

中身に関しての審議はまだ避けたいと思うんだけど、条例の素案というかな、ご苦労さまでございました。我々とすれば、やっとならここまで来たかという思いがあります。

総体的な質問になるんだけど、今回は、この条例の範囲が1千平米以上ということで決まっていますが、前回もそういった話題が出たんだけど、ワット数での抑制というのはなぜしなかったのか、その理由はわかりますか。

○環境整備課長

前回も答弁いたしておりますが、本条例の目的は、災害の発生を防止し市民の生命及び財産の保護ということにしておりまして、森林等の伐採や、切土・盛土など一定の開発行為が災害発生などの主な原因になるというふうに考えております。これまで、太陽光発電事業など、開発行為につきましても、本市の自然環境保全条例で対応してまいりましたが、当該条例でも1千平方メートルを届出の対象としておりまして、今回の条例においても、それに合わせて、同じく面積要件ということで考えております。

○小幡委員

今の説明でいけば、森林法に則してということで平米数に重きを置かれておりますけれども、言い換えれば、1千平米以上を森林伐採して開発するというのが、自然環境保全に違反しないように監視すると。だから、逆に1千平米以上でワット数はかなり小さくても、面積に重きを置いたという解釈でいいんですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

第2条（2）と書いてあります。太陽光発電事業の中に、今言いました1千平方メートル以上になるとこの条例が有効となるわけですけど、実質的に、この文章を読みますと、「同一

又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に」、という文章があります。要は同じ時期に同じような事業者が、もしくは関係事業者が、この前指摘した1千平米以内で、例で言えば、800平米でして、お隣の500平米をするというのを避けるための条文でしょう。そこは理解するんですけども、この同時期というのはどの期間、仮に1年以内でとか、5年以内でとか、どういうふうに捉えていますか。

○環境整備課長

もちろん明確な規定はございませんが、我々といましては、おおむね3年程度を同一の時期というふうに現在、考えています。

○小幡委員

逆に言えば、1千平米以内を一旦開発して、3年過ぎればまた再開発を出すというようなやり方の逃げ口になるんです。だから、3年というのが適当なのかどうかというのは、今から決めて行くんだけど、それを協議の中に一つ入れてもらえたらいいかと思います。3年が正しいのか5年が正しいのか。そこは今からの検討事項の中に入れてくださいという意味です、分かりましたか。

○環境整備課長

今言われた期間につきましては、検討させていただきます。

○小幡委員

検討よろしく。それで、また次回るときにどんな結果になったか分かったら教えてください。

続けて、第6条関係になりますけど、第6条と第7条に禁止区域と抑制区域、先ほど、命に関わることもしくは財産に関わることということで区別したというような説明があったんですけど、第7条の抑制区域には、第2項(1)、土砂災害警戒区域等があります。意味合いは先ほど図面でも示してもらったから分かるんですけど、これは命に関わらないという判断なんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:19

再 開 10:21

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

私どもが土砂災害警戒区域を抑制区域にした理由でございますけれど、この区域につきましては、開発行為の制限等が法律によって設けられていないということ、それから、この場所につきましては避難体制の整備が必要な区域として規定というような内容から、今回抑制区域のほうに整理をしております。

○小幡委員

禁止区域と抑制区域を、今、土砂災害で仮に仕分けするとすれば、禁止区域の条項は第6条第3項(4)、急傾斜で崩壊のおそれがある土砂災害が発生しやすい特別警戒区域に対しては禁止と。抑制区域については、特別警戒区域じゃなくて――。土砂災害特別警戒区域は禁止区域、同じく、土砂災害防止対策の推進に関わる法律だから警戒区域は抑制区域というような分け方で理解していいんですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

了解しました。そういう分け方を仮にしたということでちょっと私の認識不足かもしれないけど、この条例制定に当たって災害のマップ、要は飯塚市の中にこの条例に適合する所を色分けしたようなマップが現にあるのか、もしくは今から作るのか。作る考えがあるのかを含めて

教えてください。

○環境整備課長

この条例に基づきましてどこが禁止、どこが抑制というのはもちろんございません。今後は、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○小幡委員

ちょっとこれ要望になるんだけど、一つ飯塚市としては持っていたらいいと思います。どこが適合しないとか、禁止区域だよとか、仮に今から先、業者さんなり申請が来たときに明確にここは駄目ですとか、もしくは計画を立てようとする地元の民間の方もおられますから。この範囲は可能・不可能というのをケース・バイ・ケースで調べるよりはしっかりと飯塚市自身が把握していたほうがいいと思います。それは要望として、今からまた検討事項で加えておいてください。

第22条に、飯塚市自然環境保全対策審議会のほうで審査するというような条文があります。認識不足だけど、もう一回審査会の人数と、どういったメンバーが今審査会におられるかというのがわかりますか。

○環境整備課長

メンバーとしましては現在6人おまして、職種としては弁護士、それから大学の先生、それから各種団体の代表者等がメンバーとしておられます。

○小幡委員

強制的な話ではないんだけど、飯塚市自然環境保全対策審議会は今6名と言われました。飯塚市自然環境保全対策審議会というのはそれでいいんだけど、これにこの太陽光（メガソーラー）関係が入ってくるんで、それに精通した人を加え、メンバーを6人から8人に増やすというのも検討事項の中に入れておいてほしいんです。その点また検討していただきたいと、これは要望で構いませんけど、今の審議会のメンバーで十分だということであればいいんだけど、特殊な案件でありますので、その点よろしくお願いします。

それと、ちょっと相対的な話になるけど、条例が仮に制定できました場合に、施行されて正式に1千平米以上のメガソーラー開発の申請が出てきたと。その段階で、この条例の中には何日以内に、云々かんぬんと書いてありますけども、この審議会が審査するタイミングというのはどの辺で審査をするというように考えておられますか。

○環境整備課長

この審査会のほうに意見を聴くタイミングとしましては、この条例（案）でも書いていますように、必要に応じてやるということで、どの場面で必ずやるというような仕組みではございません。ただ、例えば協定の締結など、住民の方と結ぶようなときのご意見を聴く必要があるときとか、もしくは開発行為等で何か問題があるのではないかという声が上がったようなときに、必要に応じてこの審議会にご意見を聴こうというふうに考えております。

○小幡委員

逆に言うと、白旗なんかも、もめた所の地域を事例に挙げれば――。今の回答だと審議会には必要に応じて開催するのであって、それが整ったら、可否の判断は本市の部署で許可をするというような考えなんでしょう。協定を結んできなさいということで、協定がちょっともめた。そういうときには、審議会に投げる考えもあるということですか。

○環境整備課長

今おっしゃるようにそういう場合は、この審議会にご意見を聴くというように規定しております。

○小幡委員

先ほど第三者機関というような表現をしたけど、本市で申請書をちゃんとチェックして条例、条項に、則して問題なければオーケーというのは執行権だから構わないと思うんです。ただ、

地元が納得するとか、もめるとかというのは想定外になるではないですか。あくまでも審議会に決定権はなくても、やはり飯塚市が決定を下す前に、第三者機関にしっかりと確認を取ったほうがいいのではないかと思います。審議会のほうも問題ないというような二重のチェックが必要ではないかというのでも検討していただきたい。

それと、そういう意味合いからちょっとメンバーを増やしたらいいのではないかというような提案をしたんだけど、1千平米以上の開発申請的な話になるんだけど、飯塚市の議会としては、許可に対するジャッジというのはどの場面かのできるのかできないのか、その点教えていただけますか。

○環境整備課長

今回の条例(案)でございますが、これはあくまでも届出制ということでございますので、議員の皆様がジャッジする場面は考えておりません。

○小幡委員

ないですよ。我々が土地絡みでいけば、財産の取得や売却に応じて2千万円以上とか5千平米以上というような場合は、議会の承認が要ります。これは、1千平米以上で条件を整えば議会の可否・承諾は要らないという条例なんです。あくまでも届出制度だけどこれは1千平米以上と。

極端な話1万平米以上と、先ほど言った5千平米以上も超えてしまうと。市が購入するわけではないけど、額も数億円規模の大きい一つの例です。1万平米以上あって10億円ぐらいかけるような事業だと。でも、飯塚市議会としては何もそれには携われないと、市が市民の代表とおっしゃいながらも、第三者機関もジャッジができない状態でしょう。市議会もジャッジできない状態でしょう。ですから、その点を条例によっては市議会の可決議案というものが必要であるのではないかと私は勝手に思ったんだけど。

そういった、議会の承認を得るような事例がよその地域にあるかどうかというのでも調べてほしいんです。ないならないで構わないんだけど、あればどういった状況で、どういった条件だと議会承認が必要だと。ないにせよ、飯塚市としてはその点を盛り込めるかどうか検討してくださいませんか。

市議会にとっては、いつもトラブルになってもめた後に来るんです。市議会に陳情が上がってきたり請願が上がってきたりしても、逆に言うともう時既に遅しの状況になるんです。ですから過去の事例がそうだったので、事前に防止するためにも執行権で判断するのもいいけど第三者機関も問題ないと、議会も届出の中身を見る限りでは、いいのではないかというようなセカンドオピニオンみたいに、いろんなハードルをつけるのは悪くないかと思うんです。許可制度ではないけど、届出制度をちょっと許可制度に近づけるためにはそういったシステムを考えてほしいということで検討のほうよろしくお願いします。できたらどう扱うか答弁いただきたいんだけど。

○環境整備課長

ご意見ありがとうございます。まずは他の自治体の状況等を調べさせていただいて、検討させていただくというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

私から二点質問と一点意見がございます。念のための確認ですが、宅地造成等工事規制区域はほかの自治体等も調べていただいていると思いますが、大阪府の池田市、箕面市が全域宅地造成等工事区域に該当しているという理解で正しかったですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○藤間委員

この場にいる皆様からしたら大阪府池田市、箕面市と言われてもなかなかぴんとこないかなと思うんですけど、よろしければお手元のタブレットで「みのおのたき」というふうに検索していただくと――。誰もしていただけない。漢字が難しいので「みのおのたき」と検索していただくと、すごい大自然の森が見えるのではないかと考えております。私、実は大阪府池田市という所に小学生の頃住んでおまして、この池田市と箕面市がどういう所かと言いますと、非常に山が広がっている市でして、特に箕面市に関しては山に登っていると猿に囲まれてしまうぐらいすごく深い山でございます。「みのおのたき」と検索していただくとすごい紅葉がきれいで、緑が茂った場所なんです。今、議論にありました池田市と箕面市は非常に山が多くて深い地域が全域宅地造成等工事区域に該当していると。これを飯塚市に置き換えるとどうなるかと言いますと、福岡県の指定を待たなければいけません、飯塚市の全域あるいはほぼ全ての地域が宅地造成等工事区域に該当する可能性が高いだろうと。そういったほかの自治体から見るとそう見えます。そうしますと今回のこの条例（案）というのは、正確には福岡県の指定を待つ必要がありますが、飯塚市の全域あるいはほぼ全域が禁止区域に、すなわち、太陽光パネル設置の禁止区域に該当するという。これまでの議員側がいろいろ太陽光を否定すべきだという話を申し上げた中で、かなり我々に寄り添った内容を執行部で作っていただいたかと認識しておまして、かなり思い切ったと考えております。それは私の解釈どおり、やはり太陽光をしっかり規定すべきだという観点から、このような思い切った条例（案）を作っていただいたという認識でお気持ち等は合っていますでしょうか。

○環境整備課長

今回追加したこの区域は、かなり盛土等をする場合に規制が強いものとなっておりますので、今、議員がおっしゃるとおりというふうに考えております。

○藤間委員

今回、禁止区域の第6条第3項（6）に、宅地造成等工事規制区域という大変広範に指定される区域が追加されたというのは本当に大きなことだと思っております。意見としてもありがとうございましたと。これをもって私の質問と意見を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

一点聞き忘れていました。協定の締結にも関連してくるんですけど、事業が終了した後の撤去費用等の積立てをなささいという条例があります。その積立てにおいては、ガイドラインがたくさん示してあるので、それにのっとって積立金の大体の額を想定されていくと思うんですけど、よく行政の傾向にあるんですけど、「そう伝えました、そういうふうに条例を守るように言いました。」までなんだよね。本当にロングランで10年、20年と事業をなささると思うんですけど、その積立金が確実に積立ってあるかどうかのチェックというのはどのように考えておられますか。

○環境整備課長

FIT法（再エネ特措法）で申し上げますと、この積立基金というのは第三者機関というか、国の機関が別にありまして、そこに自動的に電気の費用から特別徴収というか、引かれて積立てられるというようなことになっております。それ以外の事業につきましては、私どもがこの条例（案）でチェックするというものは今のところ考えておりませんが、これは今後、事業者と市民の皆様が協定とかを結ぶ中で、そういうものを項目として入れていただいて確認をするとか、そういう方法が一つあるのではないかとこのように考えております。

○小幡委員

今日の資料の中に、地元、関係者との協定書のひな形がありましたけど、その中にも、明確

ではないんです。今、課長の答弁のとおり、国のほうの条例にFIT法にのっかって確かに積立ててはいけるんでしょうけど、そのチェックが、要は自治会が本当に最初の協定どおり、毎年それだけの額が積み上がっているかどうかの確認ができない。そういう意味が分かりますか。本市としても確認できない。だから、条項なり協定書の中に、年に1回、積立金の残高報告なり残高証明を出すなり、そういった条項を入れて――。事業者は着手のときは、「はいはい、しますします。」なんだよね。10年後、20年後、当時許可した人間がいなくなるようなロングランな期間がたちますんで、毎年、正確に積立金が積み上がっているという確認を、やはり事業者のほうに提出させるような条項も入れるべきではないかという指摘になるんで、また、その点を審議しておいてほしいんです。

今日、要望的な内容を言ったものはしっかりと回答を頂きたいということで、そこも考えとってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「財政見通しについて」、報告を求めます。

○財政課長

令和3年度に公表しました飯塚市普通会計財政見通しを改正しましたので、その内容を説明させていただきます。

1 ページの表紙に記載しておりますように、一般会計と一つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成しております。対象年度(期間)につきましては、令和6年度から8年度の3年間としております。令和9年度以降につきましては、実施する事業量や事業費を見込むことが困難であるため、参考値としております。今回の策定に当たり財政見通しの目標を財政調整基金および減債基金の年度末残高の合計額を令和8年度時点で60億円以上とすること、また、地方債借入額を対象年度内の累計で170億円以内としています。今回の財政見通しの基本的な推計方法は、令和5年度の決算見込額、または令和6年度当初予算額を基準値として使用し、それに増減要素・特殊要素を加味して推計しております。

2 ページをお願いします。歳入・歳出の各項目における推計条件を記載しております。詳細な説明は省略させていただきますが、過去の実績から増減率を算出して基準額に乗じて推計した項目、基準額に作成時点で判明している特殊要素などを記載しております。作成に当たり、基本的にはこのままの状態であれば、どのような財政状況になるかという観点での財政見通しとなっております。

3 ページをお願いします。歳入・歳出の主な項目につきまして記載しております。歳入の根幹となる市税につきましては、令和6年度当初予算額を基準額としまして今後も同様の水準で推移するものとしながら、人口減少率と人口に占める納税義務者数の割合を考慮し推計しております。

次に、実質的な普通交付税につきましては、令和6年度当初予算額を基準額として、市税、扶助費、各特別会計の繰出金、公債費、国勢調査人口などの影響額を考慮して推計しております。

歳出の扶助費は、令和5年度の決算見込額を基準額として、令和8年度まではその基準額に

過去の増減率を乗じて推計し対象期間内に約12.5億円の増加を見込んでいます。令和9年度以降は、現在の生活保護扶助費の減傾向、その他の扶助費の増加傾向がいつまで続くか想定できませんでしたので、令和8年度の数値と同額で推計しております。

公債費は、借入済の市債に対する償還額、令和5年度以降借入見込額の特別事業分と特別事業以外に分けた償還見込額を分けて推計しております。今後の市債活用による事業実施の状況によって数値は変動する見込みです。

普通建設事業費は、今回の財政見通しに算入した特別事業分は、総合計画の実施3か年計画を参考として4ページから6ページにかけて記載しており、その特別事業以外の分としては過去の実績を考慮しまして24億円で推計しております。

4ページをお願いします。補助費等は、令和6年度当初予算額を基準額として推計しています。一部事務組合負担金分のうち、ふくおか県央環境広域施設組合の清掃工場等の再編整備事業費につきましては、作成時点で把握している概算額から試算したものを普通建設事業分の特別事業に計上しています。

次に、事業内容①の項目では、6ページにかけて、今回の財政見通しに算入しました、総合計画の実施3か年計画などから抽出した9事業を、普通建設事業費の特別事業として、その事業名、事業費および財源内訳等の推計を記載しております。なお、事業費につきましては事業規模を確認するための概算数値となりますことから、実施の際には事業費は変動することが想定されます。

次に、6ページをお願いします。事業内容②の項目、ふるさと応援寄附事業分では、寄附金の額を令和6年度当初予算と同額とし令和8年度まで減少させ、令和9年度以降は令和8年度と同額の30億円で推移するものとして設定し、必要経費を差し引いてふるさと応援基金の年度末残高を算出しております。この額が翌年度の事業に活用できるものとして推計いたしております。

次に、7ページをお願いします。これまでの推計から算出した結果をまとめたものが①歳入と②歳出の見通しとなり、一番下の③収支（財源調整必要額）に表示しておりますとおり、各年度におきまして財源不足が発生するという推計となっています。

8ページをお願いします。その財源調整した結果を、④財政調整基金および減債基金の年度末残高の合計に示しています。ここでの目標は、標準財政規模の約20%で設定しました基金残高を令和8年度時点で60億円以上とするとしております。対象期間内においては決算ベースでは財源調整が可能であるという推計ではありますが、今後の予算編成には厳しい残高の状況が予想されます。

その下、ストック情報として、⑤地方債（市債）残高の推移を掲載しています。ここでの目標は、支払い以上に借入れをせず、公債費を抑制していく取組としまして、地方債借入額を対象年度内の累計で170億円以内としています。

ただいま、ご説明いたしました③収支、④基金残高から考えますと、この財政見通しは、ふるさと応援寄附金により約20億円を超える財源を確保した推計になっているにもかかわらず、毎年度、財源不足が発生する見込みとなっており、今後ふるさと応援寄附金が減少することを想定しますと、財源調整のための基金残高、今後想定される市税などの一般財源収入額、今後見込まれる事業費などを考慮しますと、本市の財政状況は決して余力がある状況ではありません。

今後も持続可能な行政運営のためには、事業の取捨選択や予算計上時期の調整を図りながら財政運営に取り組む必要があると考えております。

簡単ではございますが、以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ○小幡委員

財政シミュレーションが示されましたけど、この数字上だけを見れば非常に「何ですか、これは」というような危機的状況になるね。こうならないためにも、今からしっかりと検討しながらやっていかなくてはいけないと思うんだけど、歳入のほうはそんなに増えないと思うんです。今の国の状況からしても人口減になっていく。扶助費は相変わらず増えていく。マイナス要因から考えても歳入はあまり期待できない。そういった場合は、簡単な話で歳出を抑えるしかないということです。このシミュレーションの中には歳出を抑えるに当たって、何を検討するかというのは出てこないんです。それを検討するのが皆さんの仕事であり我々にも課せられる責務なんですけどね。

歳出において、先ほどの説明の中では9つの一般事業ではない特別事業があります。この特別事業の見方は、4ページから事業内容としては庁舎改修事業とか一般廃棄物処理施設建設事業とか、これは9つということですかね。公営住宅があって最後がスポーツ施設整備事業までの9つの事業が総体的にこれぐらいかかるのではないかと。これを、計画どおりやっていったら先ほどの棒グラフ、もしくは折れ線グラフで出るように、財政調整基金というのはどんどんどんどん減っていきます。補填しなくてはいけないからというような見方なんでしょうけど。

この9つの事業のほかに、今想定できないというか額もはっきりしないというような事業がほかにあるような表現をされたではないですか。財政課長としては、まだ数字は把握されてなからうけど、そういった事業というのが、これには算入されていない特別事業というのがまだたくさん今からあるんですか。数でいけばあと四、五か所あるとか。総体的にはまだ、プラス何十億円ぐらい入るとかというような想定はされているんですか。

## ○財政課長

今回、特別事業のほうに掲載をしている事業につきましては総合計画の実施3か年に計上している事業等でやっております。今回の対象年度の期間を6年度から8年度までとしております関係で、この3年間に見込まれる事業をこちらのほうに記載をしております、これ以外にも今後出てくる事業のほうはあるかと考えております。

## ○小幡委員

ですよ。3か年だけは見ているけど、ほかにも事業をやっていかないと飯塚市のサービスの観点からしても——。特別事業も、一般的な事業も、出てくると思うんで要因的にはもっとマイナスが増えるという感覚でいいのかな。極端な話、お金がなくなってきたら事業できなくなる。でも事業はしなくてはいけない、でもお金がない。そのような、ジレンマに陥るんだけど、簡単に言うと事業の中には、今からふくおか県央環境広域施設組合の焼却設備関係の事業も数字だけ見ると本市の負担がかなり大きいです。そういうのを含めて最後の8ページには、財政調整基金の今後の推移と減債基金の推移が見えるんだけど、8ページの④財政調整基金の年度末残高を表されています。

これ、今令和5年度で188億8千万円の残高はあるけど、令和11年度には18億円しかなくなるということでしょう。今言った3か年の事業をしながら、4年、5年、6年と事業は進めていかなくてはいけない。片やこの特別事業関係は、返済期間というのが3年で終わるわけではないから、長ければ10年とか20年とかロングランでずっと返していきますよね。

この財政シミュレーション的には3か年を表してあるけども、この令和5年から令和11年しかないけども、これで償還が全部終わるわけではないということは、令和8年が主に、130億円の財源の調整額が必要になってくる一般会計のほうに、財調から繰入れしなければいけない時代に陥る時代が来たときに、平均的に30億円以上毎年要るんです。ふるさと納税がまだ未確定だという中で、30億円の財源の根拠は何も見えないでしょう。これでいけば令和11年度にアウトになるということでしょう。30数億円のうち18億円しか財調がないんだから。

9項目の特別事業というのは、大体何年の返済で考えているんですか、それぞれ分かりますか。

○財政課長

特別事業に、今掲載している事業の終期はどこまであるかというようなご質問でよろしいでしょうか。基本的にはこちらの事業に掲載しておりますのは、実施3か年のほうに計上された事業となります。こちらの特別事業に関します事業ごとに事業の終期をもっております関係で、一概に全体的にどこまで計画期間があるかというのは個別個別で答えさせていただくような形になるかと思えます。

○小幡委員

ちょっと言い換えますけど見方からいくと、4ページの特別事業分で庁舎の改修があります。これは令和9年には一応終わるということで見ていいわけでしょう。しかし、その下のふくおか県央環境広域施設組合への負担金というのは、令和11年までしかないけどもこれはまだ続きますよね。今度5ページの栗尾工業団地は続きますと。その下の菰田・堀池地区の活性化事業は令和8年には終わります。浸水対策事業は令和11年には終わります。相田の公営住宅は令和10年には終わります。ちょっと飛んで文化施設の整備とかスポーツ施設の整備等は令和7年もしくは10年には終わります。返済が終わった分は出ているんだけど、いくつか令和11年度以降にも延びているではないですか。それが、償還返済が20年で終わるとか、30年で終わるとか、終わらない事業というのが今分かりますかというのを具体的に聞いています。

○財政課長

こちらの特別資料の中で、例示をして説明させていただきたいんですけど、例えば4ページに書いてある一般廃棄物の処理施設の建設事業の事業費の負担としましては、11年度までに県央の一組のほうに負担金を飯塚市がお支払いするような形になります。しかし、一組に支払う負担金のほうは、飯塚市のほうでは市債などを活用して負担金を負担しますので、その借入れに対する償還に対しては、今回の財政見通しの計算上では借入れは30年間で計算しておりますので、この県央の建設に伴う飯塚市の何らかの負担というのは公債費の支払いが30年間は最低でもあるというような財政見通しとなっております。

○小幡委員

それも分かったんです。今の説明で。あと継続しそうな工業団地のほうはどのようになっていますか。

○財政課長

工業団地の整備に関しましては工業用地の特別会計のほうで実施をしております。その実施の際には工業団地特別会計のほうで地方債を借入れて事業を行いますので、こちら5ページの上段に書いてある特別会計の繰出金のほうにつきましては特別会計の歳入が不足する一般財源を一般会計が負担するような形になりますので、工業用地特別会計のほうで市債の借入れで、借入年数に応じては一般会計からの繰出金が継続するものと考えております。

○小幡委員

なぜそういった償還期間とかの内訳を聞いたかという先ほど言いましたこの8ページの財調の年度末残高がどんどん減っていく。要するに財源の調整額が30億円強要るようになっていきます。これが永久に30億円、10年も20年も続くのか。どこかで30億円だけど、だんだん10億円、5億円に減るのが見えない。表記の範囲を、7年しかしてないんで、それで全体的な、10年、15年先が見えないというような感覚から質問したんだけど。ここだけ捉えると令和11年で財調からの繰入れが30億円要るとなっているんで、12年も30億円要るのか、13年も30億円要るのか、先ほど県央の負担金は30年で考えてやると言っていましたとずっと続くのかという誤解を——。誤解じゃないのか、本当に要るのかもしれない

けど、そここのところはどのような、今、状況になるという感覚的な話でいいけど、30億円を一般財源に財調から繰入れしなければいけない期間がこれ以降も——。三、四年後には終わるのか、ずっと続くのか、どういう感覚で思っておりますか。

○財政課長

一般的に予算編成をするのは収入に見合った金額で歳出予算を組むのがベストだと思っております。その中で今、財政見通しの中で説明をさせていただきましたけど、今後は事業の取捨選択や予算計上の調整などを図りながら、今後の行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○小幡委員

もちろんそうでしょうね。ただ、指摘したのは8ページだけを見て、私はおかしいのかもしれないけど、④の財政調整基金の年度末残高も表だけ見れば、令和11年度で年度末残高が18億1千万円しかない。それなのに財調から30億円以上ないと予算が組めないということでしょう。だからもう、この令和11年度には変な話パンクするという表現があるではないですか。一般財源が足りないんだから。だから本当に11年にはパンクするのかとストレートに聞きたいだけ。だからそうならないように、いろいろとやるんだけど、「いや、こうなりますけども」というような説明がないとこれが一般的に見たら11年度でもうアウトとしか見取れないんで、そここのところの感覚的な——。悪いけど、どのような感覚でこれを作られたかというのをちょっと教えていただきたい。

○財政課長

今回の財政見通しを作成するに当たり、現状我々が把握できる数値からこちらの財政見通しのほうを作成しております。ただいま委員が言われるように、令和11年度の年度末残高としましては18.1億円となっております。そうすると各年度の決算における基金の繰入金などを考慮しますと、令和12年度のときには年度末残高はマイナスになる表示だと思います。現状では、そのような数値になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。